

これまでの行政改革の取組

匝瑳市では、合併に伴う国の財政支援期間の終了による地方交付税の減少等に伴う厳しい財政状況を見据えて、合併直後の平成18年度に匝瑳市行政改革大綱（以下「第1次行政改革大綱」といいます。）を策定し、行政改革に取り組みました。

第1次行政改革大綱の推進期間終了後も匝瑳市行政改革大綱（平成23年度版）、第2次行政改革大綱、第3次行政改革大綱を策定し、継続的に効率的かつ効果的な行政運営の確立に向けて様々な行政改革を行ってきました。

その取組は、職員数の削減、民間委託等の推進、給与の適正化等の改革をはじめ、未利用市有地の売却、広報そうさ等への広告掲載等の歳入の強化、あるいは自主防犯組織との協働等多岐にわたっています。

名称・推進期間	効果額(百万円)	主な取組事項
第1次行政改革大綱 (推進期間 平成18年度～平成22年度)	1,963	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員数の削減 2 事務事業の見直し 「枠配分方式」(注1)の導入による事務事業の見直し 3 民間委託等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度の導入 コミュニティセンター(9施設)、ふれあいパーク八日市場 等 ○ 民営化 養護老人ホームを社会福祉法人へ譲渡・民営化 ○ 業務委託 市バスの運転業務を全面委託等 4 給与の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減 ○ 管理職手当の10%削減、特殊勤務手当の11手当を廃止、6手当の減額 等 5 歳入の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 未利用市有地の売却 ○ 広報そうさ等に広告を掲載
匝瑳市行政改革大綱 (平成23年度版) (推進期間 平成23年度)	453	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次行政改革大綱の取組事項の継続 ○ 第3セクターの見直し 匝瑳市土地開発公社の解散
第2次行政改革大綱 (推進期間 平成24年度～平成27年度)	651	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次行政改革大綱の取組事項の継続 ○ 国民健康保険特別会計の財政健全化 ○ 病院事業の経営健全化 ○ 学校給食センターの統合 ○ 自主防犯組織との協働等 ○ 匝瑳市市民協働指針の策定 ○ 小学校の統合

<p>第3次行政改革大綱 (推進期間 平成28年度～平成31年度)</p>	<p>376 (平成29年度までの実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次行政改革大綱の取組事項の継続 ○ 期限内納付の強化 (市税等の納付方法に関する規則を制定) ○ 市民協働の推進 (市民提案型事業助成金交付要綱の策定等) ○ 人事評価制度の導入
--	-------------------------------	--

注1 枠配分方式：その年度に見込まれる予算枠をあらかじめ各課に配分し、その範囲内で予算編成をする方式です。